平成２５年（フ）第３９５号
鹿児島県鹿児島市高麗町18番９号　安永アパート201号
債務者　平原　英紀
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第８５号
鹿児島県霧島市国分上小川925番地　宮下団地Ｃ―19
債務者　中元　利郎
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第９９号
鹿児島県出水市高尾野町柴引1352番地８
債務者　有吉　健一
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
宮城県白石市郡山字平成116番地
債務者　阿部　　浩
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第５８号
愛媛県宇和島市長堀３丁目10番17号　二宮住宅６号
債務者　中川恭一郎
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第５９号
愛媛県宇和島市津島町岩松丁20番地２　広洋アパート205
債務者　白砂　加代
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第９５号
福岡県田川郡福智町金田851番地　町営堀川団地51―２棟307号
債務者　石谷　　光
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１９号
北海道斜里郡斜里町文光町36番地７
債務者　西塚　恵子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
静岡県富士市松岡1187番地の８、前住所静岡県富士市桑崎299番地の90
債務者　駒﨑真澄子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３４８７号
大阪市城東区森之宮１丁目３番412号
債務者　小中喜久子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５７９号
大阪府四條畷市北出町22番21号
債務者　鎌田　　恵
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６７５号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番11号　アパートフジヤ、住民票上の住所大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　宮本　武裕
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８２３号
大阪市東淀川区東中島２―８―21　エスティメゾン西中島305号、住民票上の住所神奈川県川崎市高津区末長１丁目49番１―1053号田園ステーションテラス
債務者　三井　正信
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１０５号
大阪市西成区太子２丁目２番31号　ライズコート太子Ⅱ105号
債務者　竹内　陽一
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１２１号
大阪市旭区大宮２丁目11番24号　サンロイヤル202号、住民票上の住所大阪市旭区大宮２丁目11番24号　ニューハイツ大宮202号
債務者　原　　正直
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９６号
徳島県鳴門市瀬戸町明神字鳴谷114番地８、旧住所徳島県鳴門市大麻町池谷字柳の本61番地１
債務者　松本佳津子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９７号
徳島県鳴門市瀬戸町明神字鳴谷114番地８、旧住所徳島県鳴門市大麻町池谷字柳の本61番地１
債務者　松本　喜章
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
徳島地方裁判所民事部